

令和 8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する調査・検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する調査・検討業務を委託するに当たり、以下のとおり、公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和 8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する調査・検討業務（以下「本件業務」という。）

(2) 委託業務の目的及び内容

別添「令和 8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する調査・検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 19 日（金）まで

(4) 委託契約金額の上限

15,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県危機管理防災局危機管理課災害対策担当

電話 028-623-2136

FAX 028-623-2146

メールアドレス kikikanri@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

(2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有することについて栃木県知事の決定を受けた者であること。又は契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みがある者であること。

(3) 参加表明書の提出期限から本件業務に係る契約を締結しようとする日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者又は指名停止措置を受ける見込みがない者であること。

(4) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体が委託した類似業務（災害物流コンサルティング等）の受託実績があり、本件業務を確実に履行する見込みがある者であること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8 (2026) 年2月24日 (火)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8 (2026) 年3月2日 (月) 17時必着
ウ 質問に対する回答	令和8 (2026) 年3月4日 (水)
エ 参加表明書等の提出期限	令和8 (2026) 年3月9日 (月) 17時必着
オ 参加資格審査結果の通知	令和8 (2026) 年3月13日 (金)
カ 企画提案書等の提出期限	令和8 (2026) 年3月19日 (木) 17時必着
キ プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8 (2026) 年3月25日 (水)
ク 契約候補者の選定	令和8 (2026) 年3月25日 (水)
ケ 契約候補者選定結果の通知・公表	令和8 (2026) 年3月27日 (金)

(2) 関係書類の閲覧

仕様書に記載の以下の調査及び方針について、閲覧の必要がある場合の閲覧方法は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 栃木県地震被害想定調査 (平成26年5月公表)

以下の栃木県ホームページのURLにアクセスして閲覧すること。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/kekaku/index.html>

イ 栃木県災害用備蓄に関する方針 (令和6 (2024) 年3月策定)

1の(5)に記載のメールアドレスに閲覧を希望する旨のメールを送信すること。

メールの覚知後、速やかに当該方針の電子データを添付の上、メールの返信を行う。

なお、当該方針の用途は、本件業務委託公募型プロポーザルへの参加の検討及び企画提案書等の作成に限るものとし、関係者以外への共有は厳禁とする。

(3) 実施内容等に関する質問及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、以下のとおり質問すること。

ア 受付期限 令和8 (2026) 年3月2日 (月) 17時必着

イ 提出物 質問書 (別記様式1)

ウ 提出方法 1の(5)に記載のメールアドレスに、電子データにより提出すること。

エ 回答期日 令和8 (2026) 年3月4日 (水)

オ 回答方法 栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書等の提出及び参加資格審査結果の通知

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8 (2026) 年3月9日 (月) 17時必着

イ 提出物 参加表明書 (別記様式2)、参加資格確認書 (別記様式3) 及び過去5年以内の類似業務の受託実績を確認できる書類

ウ 提出方法 1の(5)に記載の担当所属に、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

※郵送の場合は、到達確認のため、電話連絡を行うこと。

エ 参加資格審査結果の通知期日 令和8 (2026) 年3月13日 (金)

オ 留意事項 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式は任意。）を提出すること。

(5) 企画提案書等の作成

企画提案書は、仕様書を熟覧の上、以下のとおり作成すること。

ア 企画提案は、1者1提案とする。

イ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

企画提案書は、片面・カラー印刷とすること。

ウ 企画提案書の頁数は、表紙や目次等も含め、20頁以内とすること。

エ 企画提案書の様式は任意であるが、以下の内容について、具体的に記載すること。
なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 業務遂行人員体制

(ウ) 業務実施計画及び全体のスケジュール

(エ) 類似業務の実績

(オ) 見積額

オ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本6部とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名（参加者を容易に類推できる表示を含む。）を記入しないこと。

カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書には見積額の内訳を記載するとともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書は、以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8（2026）年3月19日（木）17時必着

イ 提出物 企画提案書（正本1部、副本6部）及び見積書（正本1部）

ウ 提出方法 1の（5）に記載の担当所属に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

※郵送の場合は、到達確認のため、電話連絡を行うこと。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合

がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）は、以下のとおり実施する。

ア 実施日 令和8（2026）年3月25日（水）

イ 実施時間 1者につき30分程度（プレゼンテーション15分程度、ヒアリング15分程度）

ウ 実施方式等

(ア) プレゼンテーション等は、非公開で実施する。

(イ) プレゼンテーション等の実施場所、実施時刻及び準備物等は、参加資格審査結果の通知と併せ連絡する。なお、プレゼンテーション等の実施の順番は、担当所属において、厳正な抽選を行い、決定する。

(ウ) 参加者は、企画提案書（3の（6））により提出された副本と同一のものに限る。）を大画面に投影することができる。

(9) 契約候補者の選定

ア 実施日 令和8（2026）年3月25日（水）

イ 選定方法等 別添「令和8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する調査・検討業務委託公募型プロポーザルに係る契約候補者の選定方法等について」のとおり。

ウ 失格事由

次に掲げる事項のいずれかに該当する参加者は、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(イ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(ウ) 見積書の金額が1の（4）の委託契約金額の上限を超える場合

(エ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を行った場合

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(10) 契約候補者選定結果の通知・公表

契約候補者の選定後、参加者全員にイの通知内容を通知する。また、ウの公表内容について、栃木県ホームページに掲載する。なお、選定経過に係る異議は、一切受け付けない。

ア 通知・公表日 令和8（2026）年3月27日（金）

イ 通知内容 選定又は非選定の結果

ウ 公表内容 プロポーザル参加者数、契約候補者の名称及び選定理由

4 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容等について、再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 栃木県は、本件業務の実施に当たり、関係機関等との調整状況等に応じ、企画提案内容の変更等を求めることがある。
- (3) 本件業務における業務成果物（著作権及び使用権を含む。）は、全て栃木県に帰属するものとする。栃木県が業務成果物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (4) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (5) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。
- (6) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの。）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

5 プロポーザルの変更等

令和8（2026）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。